



著作権で保護されない情報の法的利益の保護 —バンドスコア事件・ 囲碁将棋チャンネル事件を題材に—

弁護士・弁理士 [関口彰正](#)

第1 はじめに

著作権法で保護されない情報の利用行為について、最判平成23年12月8日（判タ1366号93頁・北朝鮮事件¹）では、「同法が規律の対象とする著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情がない限り、不法行為を構成するものではない」と判示されている。その後、著作物を含む個別の知的財産権の侵害に当たらない行為について、不法行為の該当性を肯定した裁判例はないとされていた²。

そのような中、昨年から、著作権法で保護されない情報の利用について不法行為の成否が問題となった事案において重要な裁判例が複数登場しているため、本稿において紹介する。

第2 東京高判令和6年6月19日（2024WLJPCA06196003・バンドスコア事件）

1 事案の概要

本件は、楽曲579曲について著作権者の許可を得て採譜の上作成したバンドスコア³を有償

¹ 日本テレビのニュース番組において、北朝鮮で製作された映画の一部（2分8秒間）が放送されたことによる不法行為の該当性が問題となった事案である。

² 小泉直樹「〔判例研究〕バンドスコアの模倣行為について一般不法行為の成立が認められた事例」（慶應法学54号47頁）

³ バンドスコアとは、バンドミュージックについて、ボーカル、ギター、キーボード及びドラム等のパートに係る演奏情報が全て記載されている楽譜をいう。

で販売していたX社（控訴人（一審原告））が、サイト上でバンドスコアを無償提供し広告を掲載して収益を上げていたY社（被控訴人（一審被告））らに対して、Y社がX社のバンドスコアを無断で模倣して無料で公開することによってX社の営業上の利益を侵害したと主張し、不法行為に基づく損害賠償請求等を求めた事案である。

前提として、バンドスコアは著作物であるとしても、著作権法上直接的には保護されない著作物である。すなわち、バンドスコアは音楽の複製物に過ぎず、バンドスコア自体に独自の創作性はないと解されており⁴、その結果、バンドスコアは音楽の複製物ではあるものの、著作権法6条各号⁵所定の同法による保護を受ける著作物に該当しない。そのため、バンドスコアの模倣の有無に加え、当該模倣があった場合の不法行為の該当性が問題となった。

なお、一審は、当該模倣が認められないことを主な理由として、X社の請求を退けている。

2 本判決

(1) 不法行為に該当する場合の判断基準

本判決においては、バンドスコアの模倣が不法行為に該当する場合について、前掲・最判23年12月8日を踏襲し、以下のとおり判示した（※太字下線は筆者による。）。

「著作権法は、著作物の利用について、一定の範囲の者に対し、一定の要件の下に独占的な権利を認めるとともに、その独占的な権利と国民の文化的生活の自由との調和を図る趣旨で、著作権の発生原因、内容、範囲、消滅原因等を定め、独占的な権利の及ぶ範囲、限界を明らかにしている。同法により保護を受ける著作物の範囲を定める同法6条もその趣旨の規定と解されるのであって、ある著作物が同条各号所定の著作物に該当しないものである場合、当該著作物を独占的に利用する権利は、法的保護の対象にはならないものと解される。したがって、同条各号所定の著作物に該当しない著作物の利用行

バンドミュージックは、作曲家が楽譜を書きながら作曲するのではなく、録音現場において演奏・録音しながら作曲することが大半であるため、作曲家自らが作成した完全な楽譜が存在せず、楽曲の全てを表現するのは録音された原盤だけという場合が非常に多く、バンドスコアを制作する場合、音源の演奏内容を聴き取り（いわゆる「耳コピ」）、楽譜を書き起こすことになる。この書き起こす行為を「採譜」という。

なお、採譜は、音階やフレーズを正確に把握しなければならないので、専門的な音楽教育を受けた経験がなければ困難である。正確な聴音ができるまでには相当な修練を要する。また、実際にバンドスコアを作成する際には、繰り返し楽曲を聞く必要がある上、相当な集中力が求められる（以上について、一審判決参照）。

⁴ 「他人が既存の音楽を採譜する行為は、音楽の複製にすぎない。採譜行為はノウハウを要するが、ノウハウ自体は保護されないのであるから、楽譜に言語の著作物としての創作的表現はない。たとえ当該採譜が独創的作譜であったとしても、それが音楽を忠実に表記したものである以上、音楽とは別個の創作的表現があるとは考え難い。」（半田正夫・松田政行編『著作権法コンメンタル〔第2版〕1』（勁草書房、2015年）545～546頁〔井奈波朋子〕）とされている。

⁵ 著作権法6条

「著作物は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

一日本国民（わが国の法令に基づいて設立された法人及び国内に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。）の著作物

二最初に国内において発行された著作物（最初に国外において発行されたが、その発行の日から三十日以内に国内において発行されたものを含む。）

三前二号に掲げるもののほか、条約によりわが国が保護の義務を負う著作物」

為は、同法が規律の対象とする著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情がない限り、不法行為を構成するものではないと解するのが相当である（最高裁平成 23 年判決）。

したがって、他人が制作したバンドスコアを利用してバンドスコアを制作し販売等（インターネット上に無料で公開し広告料収入を得る行為を含む。以下同じ。）をする行為について不法行為が成立するためには、当該行為について著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情が認められることが必要であると解される。」

(2) 本件における不法行為の該当性

そのうえで、本件について、以下の理由で不法行為に該当すると判示した（※太字下線は筆者による。）。

「採譜という作業には**多大な時間、労力及び費用**を要し、また、採譜という高度かつ特殊な技能の修得にも多大な時間、労力及び費用を要する。

そのため、バンドスコアの制作者が販売等の目的で採譜したバンドスコアを制作者に無断で模倣してバンドスコアを制作し販売等すること、すなわち、バンドスコアの制作者が採譜にかけた時間、労力及び費用について**フリーライドすることが許されるとしたら、その反面、制作者が販売するバンドスコアの売上げが減少し、採譜によるバンドスコアの制作への投資を十分に回収できなくなり、採譜によってバンドスコアを制作し販売する事業者は壊滅的な打撃を被ること**になって、自ら時間、労力及び費用を投じて採譜によりバンドスコアを制作しようとするインセンティブは大きく損なわれ、採譜によりバンドスコアを制作し出版しようとする者がいなくなるから、音楽の演奏を趣味・職業とする者等から一定の需要が見込めるにもかかわらず、採譜によるバンドスコアの供給が閉ざされる結果になりかねない。また、高度な技術を身に着けて苦労して採譜した成果物についてフリーライドが許されるとしたら、多大な時間、労力及び費用を投じて採譜の技術を修得しようとする者がいなくなり、ひいては、バンドスコアに限らず、**採譜によって制作される全ての楽譜が制作されなくなって、音楽出版業界そのものが衰退し、音楽文化の発展を阻害する結果**になりかねない。

バンドスコアの採譜を取り巻くこのような事情に鑑みれば、他人が販売等の目的で採譜したバンドスコアを同人に無断で模倣してバンドスコアを制作し販売等する行為については、採譜にかける時間、労力及び費用並びに採譜という高度かつ特殊な技能の修得に要する時間、労力及び費用に対するフリーライドにほかならず、営利の目的をもって、**公正かつ自由な競争秩序を害する手段・態様を用いて市場における競合行為に及ぶものであると同時に、害意をもって顧客を奪取するという営業妨害により他人の営業上の利益を損なう行為**であって、著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するものといえることができるから、最高裁平成 23 年判決のいう特段の事情が認め

られるというべきである。」

第3大阪高裁令和7年1月30日判決（2025WLJPCA01306001・囲碁将棋チャンネル事件）

前掲・東京高判令和6年6月19日に続き、同じく著作権法による保護を受けないものであっても不法行為の成立が認められた事例が大阪高裁令和7年1月30日判決（2025WLJPCA01306001・囲碁将棋チャンネル事件）である。

1 事案の概要

YouTube等の動画配信者であるX（被控訴人（一審原告））が、囲碁将棋の実況中継を有料で動画配信するY社（控訴人（一審被告））が配信する将棋の実況中継から得た情報を基に、即時に自ら用意した将棋盤面に各対局者の指し手を表示するなどした動画をリアルタイムに配信した。これに対し、Y社が著作権侵害を理由に、YouTube等運営者に削除申請をしたことから、Xは、これが営業誹謗（不正競争防止法2条1項21号⁶）や不法行為（民法709条）に当たる等として、著作権侵害である旨を告げることの差止めや損害賠償等を求めた。Y社は、Xによる動画配信は不法行為に該当することから、Xが主張する動画を配信することによる営業上の利益は法律上保護される利益とはいえないため、営業誹謗や不法行為は成立しないと主張していた。そして、第一審判決は、XがY社の棋譜情報を利用することは一審被告に対する不法行為を構成しないとして、一定の行為の差止請求や損害賠償請求を認容した。そこで、Y社が控訴した。

なお、Y社の実況は、会場の映像を視聴でき、高段者の棋士等による実況解説もされているものであるのに対し、Xの配信は、会場の映像を視聴できるものではなく、盤面上に棋譜を再現し、AIによって計算された評価値を表示するほか、Xが視聴者とチャット機能を利用した会話をするという異なる特徴を有するものであり、Y社はXがY社の著作権を侵害するものではないことは争っていない事案である⁷。

2 本判決

本判決においては、前掲・東京高判令和6年6月19日とは異なり、不法行為に該当する

⁶ 不正競争防止法2条1項21号

「競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為」

⁷ なお、第一審判決は、棋譜について「公表された客観的事実であり、原則として自由利用の範疇に属する情報」と認定しているのに対し、本判決においては、「棋譜が著作物ではないとする確定判例は未だないし、棋譜が著作物であるとする学説...が存在することは被控訴人も否定していない」と認定している。

場合の判断基準を示さず、以下のとおり、判示し、不法行為の成立を認めた（※太字下線は筆者による。）。

「日本将棋連盟は、棋戦を放送・配信する権利を許諾することで収益を上げ、これにより棋戦を主催するための開催・運営費用を賄っていること、そして、上記許諾を受けた控訴人ら放送配信事業者は、当該棋戦を有償配信し、これにより棋戦の配信の権利の許諾を受けるために負担した協賛金ないし契約金を回収し、さらに利益を上げようとしているものと認められるが、日本将棋連盟がリアルタイムの棋戦の放送・配信につき、このようなビジネスモデルを採用する理由は、同連盟の目的を達成するための事業をする上で、将棋はスポーツ競技のように大きな会場を用意して入場者から入場料を徴収することで開催・運営費用等を賄うことができないことから、会場を用意する主催者として物理的に独占できるリアルタイムの棋譜情報を、控訴人のような放送配信事業者を介して将棋ファンに提供することで、将棋ファンから上記放送配信事業者を介して対価を徴収し、これにより開催・運営費用等を賄うとともに利益を上げ、もって将棋文化の向上発展に寄与しようとしているものと考えられる。そして、放送配信事業者である控訴人の収益構造も、このようなビジネスモデルに組み込まれたものということができる。

これに対し、被控訴人のしていた本件動画の配信は、自らは一視聴者として控訴人の配信する棋戦を観戦しながら、そこで得たリアルタイムの棋譜情報をほぼ同時に将棋ファンに対して無料で提供するものであるが、将棋ファンにとっては、被控訴人が配信する動画を視聴すれば無料で棋戦のリアルタイムでの棋譜情報が得られるのであるから、対価を支払ってまでして控訴人から棋戦の配信を受けようとしなくなるのが十分考えられ、現に、被控訴人の動画配信の結果、控訴人の有償配信サービスへのアクセス数は減少し、同サービスの加入者からの売上げは減少していることがうかがわれるし...、被控訴人自身、控訴人による本件削除申請後、リアルタイムでの棋譜情報を提供する動画配信を止めたことで視聴率が下がったというのであるから...、被控訴人はリアルタイムの棋譜情報を提供することで本件動画の視聴者を増加させていたことも推認できる。そうすると、被控訴人による本件動画の配信は、対価を支払って控訴人から配信を受ける将棋ファンを減少させるものであって、このことによって控訴人に対して直接的に損害を生じさせるものであるし、また、このような行為が多数の動画配信者によって繰り返されるなら、控訴人の収益構造でもある日本将棋連盟がよって立つ上記ビジネスモデルの成立が阻害され、ひいては現状のような規模での棋戦を存続させていくことを危うくしかねないものといえる。

そして、被控訴人は...、上記のとおり日本将棋連盟のビジネスモデルに組み込まれた控訴人の収益構造を理解していたはずであり、そうすると本件動画を将棋ファンに無料で配信し視聴させることが...控訴人に損害を与えることも認識していたと認められる。そればかりか、被控訴人が、本件動画の配信前からリアルタイムの棋譜情報を提供する

動画配信をしており、かつ、これを禁じようとする日本将棋連盟のビジネスモデルの在り方を批判し、本件動画の配信を適法とすることで、そのビジネスモデルが崩壊してもやむを得ないような主張すらしていることからすると、被控訴人は、上記のような動画配信をすることで日本将棋連盟及びそのビジネスモデルに組み込まれた控訴人を害する目的すらあったことさえうかがえる。

以上のほか、被控訴人は、控訴人のみならず被控訴人同様の棋戦の動画配信者と棋戦の配信を巡って競争する関係にあるといえるが、控訴人はそのために多額の費用負担をしているわけであるし、他の棋戦の動画配信者は主催者の定めるところに従い、リアルタイムでの棋譜情報そのものを配信せず他の部分で工夫をして視聴者を惹きつけることで視聴者獲得の競争をしていることがうかがえるから、一視聴者としての費用を負担するのみでリアルタイムの棋譜情報を取得し、これを動画配信において利用することで視聴者にアピールして収益を上げ、しかも、これにより控訴人に対して故意に損害を与えている被控訴人による本件動画配信は、明らかに上記競争の枠外の行為をしているものといえることができる。

第4 総括

以上のとおり、昨年から今年にかけて立て続けに著作権法の保護を受けることができない情報であっても、不法行為の成立が認められた事例が登場した。いずれの判決についても、単に情報の作成者の労力や費用がいかにか犠牲になるかという点にとどまらず、当該作成者の営業及びその業界（音楽文化、将棋界）への影響を重視している点が特徴的である⁸。逆に言えば、不法行為の成立を主張する者は作成者の営業及びその業界への影響を重視している点まで主張立証することが必要であり、著作権で保護されない情報の法的利益の保護を求めることは相当なハードルがあることには変わらない。

しかしながら、前記第1のとおりに、著作物を含む個別の知的財産権の侵害に当たらない行為について、不法行為の成立を認めた裁判例はないとされていた中で、このような不法行為の該当性を肯定した裁判例が登場したことは実務的にも重要な意義を有するであろう。

以上

⁸ なお、前掲・大阪高裁令和7年1月30日判決の一審被告が、リアルタイムではなく棋譜情報を配信（2日間の対局の1日目終了後に2日目の対局の予想するものや、対局終了後に解説をするもの）するYouTube動画に対して、著作権侵害を理由とした削除の申告をしたことについて、当該動画の配信者8が営業誹謗（不正競争防止法2条1項21号）や不法行為（民法709条）に当たる等として損害賠償を求めた事案（東京高判令和7年2月19日2025WLJPCA02199009・囲碁将棋チャンネル事件^②）も併せて参照されたい。

【執筆者】



[関口 彰正](#)（弁護士・弁理士）

E-mail: akimasa.sekiguchi@iwatagodo.com

慶應義塾大学法学部卒業、2015年弁護士登録、2023年弁理士登録。
IT法分野、特許法、商標法、データプロテクション分野において、システム開発会社、金融機関、クラウドサービス事業者、航空会社、各種メーカー等に対し、法的アドバイスを提供している。また、紛争対応を強みとしており、大規模なシステム開発訴訟においては、ユーザー側・ベンダー側のいずれについても代理した経験を複数有する。さらに、システム開発訴訟に限らず、特許権侵害訴訟や営業秘密の不正取得に基づく差止請求訴訟等知的財産権に関連する各種紛争にも対応している。

岩田合同法律事務所

1902年（明治35年）、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を創立したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。創立当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として広範な分野で多数の企業法務案件に関与しております。弁護士110余名のほか、日本語対応可能な外国法事務弁護士（中国法、フランス法、米国法）も所属し、特別招聘顧問として元最高裁長官大谷直人氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング 15階
岩田合同法律事務所 広報： newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。